

第 2 0 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、手数料を新設する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「第2条第1項第4号」を「第2条第3号」に改め、同表の17の項を削り、同表の16の項中「第2条第1項第4号」を「第2条第3号」に改め、同項を同表の17の項とし、同表の10の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の9の項の次に次の1項を加える。

10	社会福祉法人に関する証明	1件につき 400円	交付のとき。
----	--------------	------------	--------

別表第1の20の項及び21の項中「15の項」を「16の項」に改め、同表の25の項中「東京都台東区住民基本台帳カード利用条例（平成15年6月台東区条例第26号。以下「利用条例」という。）」を「利用条例」に改める。

別表第2の4建築の部41の3の項の次に次の1項を加える。

41の4	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。）築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1件につき 300円	交付申請のとき。
------	---	-------------------	------------	----------

別表第2の4建築の部に次のように加える。

55	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年	低炭素建築物新築等計画認定申請	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲	認定申請のとき。
----	------------------------	-----------------	--------------------------------	----------

法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

手数料

げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額(申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について14の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

1 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

一 一戸建て住宅

(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)

4,700円

二 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)

(1) 住戸ごとの申請の場合

(一) 申請戸数が1戸のもの  
4,700

円

(二) 一の共同住宅等のうち

同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 9,400円

(三) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 16,000円

(四) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 27,000円

(五) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 45,000円

(六) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 82,000円

(七) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 131,000円

(八) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 170,000円

(九) 一の共同

住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が30  
1戸以上のも  
の 185,  
000円

(2) 一の建築物  
の申請の場合

(一) 住戸の部  
分(人の居住  
の用途に供す  
る部分に限  
る。以下同  
じ。)

イ 建築物の  
総戸数が1  
戸のもの  
4,700  
円

ロ 建築物の  
総戸数が2  
戸以上5戸  
以下のもの  
9,40  
0円

ハ 建築物の  
総戸数が6  
戸以上10  
戸以下のも  
の 16,  
000円

ニ 建築物の  
総戸数が1  
1戸以上2  
5戸以下の  
もの 2  
7,000  
円

ホ 建築物の  
総戸数が2  
6戸以上5  
0戸以下の  
もの 4  
5,000  
円

ヘ 建築物の  
総戸数が5  
1戸以上1  
00戸以下  
のもの 8  
2,000  
円

ト 建築物の

総戸数が1  
01戸以上  
200戸以  
下のもの  
131,0  
00円

チ 建築物の  
総戸数が2  
01戸以上  
300戸以  
下のもの  
170,0  
00円

リ 建築物の  
総戸数が3  
01戸以上  
のもの 1  
85,00  
0円

(二) 共用廊下  
等の部分(住  
宅の用途に供  
する共用廊  
下、共用階段  
その他共用部  
分をいう。以  
下同じ。)

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以内の  
もの 9,  
300円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トルを超  
え、2,0  
00平方メ  
ートル以内  
のもの 2  
6,000  
円

ハ 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートルを  
超え、5,0  
00平方メ  
ートル以内

のもの 8  
0,000  
円

二 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートルを  
超え、10,  
000平方  
メートル以  
内のもの  
126,0  
00円

ホ 当該部分  
の床面積の  
合計が1  
0,000  
平方メー  
トルを超え、  
25,00  
0平方メー  
トル以内の  
もの 16  
0,000  
円

へ 当該部分  
の床面積の  
合計が2  
5,000  
平方メー  
トルを超える  
もの 20  
0,000  
円

(三) 非住宅の  
部分(住戸の  
部分、共用廊  
下等の部分以  
外の部分をい  
う。以下同  
じ。)

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以内の  
もの 9,  
300円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー

トルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円

八 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円

二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円

ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円

へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

三 一及び二以外の建築物

(1) 建築物の延



べ面積が300  
平方メートル以  
内のもの 9,  
300円

(2) 建築物の延  
べ面積が300  
平方メートルを  
超え、2,000  
平方メートル以  
内のもの 2  
6,000円

(3) 建築物の延  
べ面積が2,0  
00平方メート  
ルを超え、5,0  
00平方メート  
ル以内のもの  
80,000円

(4) 建築物の延  
べ面積が5,0  
00平方メート  
ルを超え、10,  
000平方メート  
ル以内のもの  
126,00  
0円

(5) 建築物の延  
べ面積が10,  
000平方メート  
ルを超え、2  
5,000平方  
メートル以内の  
もの 160,  
000円

(6) 建築物の延  
べ面積が25,  
000平方メート  
ルを超えるも  
の 200,0  
00円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅  
35,000円

二 共同住宅等

(1) 住戸ごとの  
申請の場合

(一) 申請戸数  
が1戸のもの  
35,00  
0円

(二) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す

る戸数が2戸  
以上5戸以下  
のもの 6  
9,000円

(三) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が6戸  
以上10戸以  
下のもの 9  
7,000円

(四) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が11  
戸以上25戸  
以下のもの  
137,00  
0円

(五) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が26  
戸以上50戸  
以下のもの  
197,00  
0円

(六) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が51  
戸以上100  
戸以下のもの  
283,0  
00円

(七) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が10  
1戸以上20  
0戸以下のも  
の 385,  
000円

(八) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が20  
1戸以上30  
0戸以下のも  
の 508,  
000円

(九) 一の共同  
住宅等のうち

同時に申請する戸数が30戸以上のものの600,000円

(2) 一の建築物の申請の場合

(一) 住戸の部分

イ 建築物の総戸数が1戸のもの35,000円

ロ 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの69,000円

ハ 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの97,000円

ニ 建築物の総戸数が1戸以上25戸以下のもの137,000円

ホ 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの197,000円

ヘ 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの283,000円

ト 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの385,000円

00円

チ 建築物の  
総戸数が2  
01戸以上  
300戸以  
下のもの  
508,0  
00円

リ 建築物の  
総戸数が3  
01戸以上  
のもの 6  
00,00  
0円

(二) 共用廊下  
等の部分

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以内の  
もの 10  
9,000  
円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トルを超  
え、2,0  
00平方メ  
ートル以内  
のもの 1  
80,00  
0円

ハ 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートルを  
超え、5,0  
00平方メ  
ートル以内  
のもの 2  
80,00  
0円

ニ 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートルを  
超え、10,  
000平方

メートル以  
内のもの  
359,0  
00円

ホ 当該部分  
の床面積の  
合計が1  
0,000  
平方メー  
トルを超え、  
25,00  
0平方メー  
トル以内の  
もの 42  
9,000  
円

ヘ 当該部分  
の床面積の  
合計が2  
5,000  
平方メー  
トルを超える  
もの 50  
0,000  
円

(三) 非住宅の  
部分

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以内の  
もの 24  
2,000  
円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トルを超  
え、2,00  
0平方メー  
トル以内の  
もの 38  
4,000  
円

ハ 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートルを  
超え、5,0  
00平方メ

一 トル以内  
のもの 5  
46,00  
0円

二 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートルを  
超え、10,  
000平方  
メートル以  
内のもの  
670,0  
00円

ホ 当該部分  
の床面積の  
合計が1  
0,000  
平方メー  
トルを超え、  
25,00  
0平方メー  
トル以内の  
もの 78  
9,000  
円

へ 当該部分  
の床面積の  
合計が2  
5,000  
平方メー  
トルを超える  
もの 90  
0,000  
円

三 一及び二以外の  
建築物

(1) 建築物の延  
べ面積が300  
平方メートル以  
内のもの 24  
2,000円

(2) 建築物の延  
べ面積が300  
平方メートルを  
超え、2,000  
平方メートル以  
内のもの 38  
4,000円

(3) 建築物の延  
べ面積が 2,  
000平方メー

			<p>トルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>(4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(5) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p> <p>(6) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円</p>	
56	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について14の3の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14	変更認定申請のとき。

の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

一 一戸建て住宅  
3,300円

二 共同住宅等

(1) 住戸ごとの申請の場合

(一) 申請戸数が1戸のもの  
3,300円

(二) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの  
6,600円

(三) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの  
11,000円

(四) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの  
19,000円

(五) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの  
32,000円

(六) 一の共同住宅等のうち同時に申請す



る戸数が51  
戸以上100  
戸以下のもの  
58,00  
0円

(七) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が10  
1戸以上20  
0戸以下のも  
の 93,0  
00円

(八) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が20  
1戸以上30  
0戸以下のも  
の 122,  
000円

(九) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が30  
1戸以上のも  
の 134,  
000円

(2) 一の建築物  
の申請の場合

(一) 住戸の部  
分

イ 建築物の  
総戸数が1  
戸のもの  
3,300  
円

ロ 建築物の  
総戸数が2  
戸以上5戸  
以下のもの  
6,60  
0円

ハ 建築物の  
総戸数が6  
戸以上10  
戸以下のも  
の 11,  
000円

ニ 建築物の  
総戸数が1  
1戸以上2  
5戸以下の

もの 1  
9,000  
円

ホ 建築物の  
総戸数が2  
6戸以上5  
0戸以下の  
もの 3  
2,000  
円

ヘ 建築物の  
総戸数が5  
1戸以上1  
00戸以下  
のもの 5  
8,000  
円

ト 建築物の  
総戸数が1  
01戸以上  
200戸以  
下のもの  
93,00  
0円

チ 建築物の  
総戸数が2  
01戸以上  
300戸以  
下のもの  
122,0  
00円

リ 建築物の  
総戸数が3  
01戸以上  
のもの 1  
34,00  
0円

(二) 共用廊下  
等の部分

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以内の  
もの 6,  
500円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トルを超  
え、2,0  
00平方メ

メートル以内  
のもの 1  
8,000  
円

八 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートルを  
超え、5,0  
00平方メ  
ートル以内  
のもの 5  
6,000  
円

二 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートルを  
超え、10,  
000平方  
メートル以  
内のもの  
88,00  
0円

ホ 当該部分  
の床面積の  
合計が1  
0,000  
平方メー  
トルを超え、  
25,00  
0平方メー  
トル以内の  
もの 11  
2,000  
円

へ 当該部分  
の床面積の  
合計が2  
5,000  
平方メー  
トルを超える  
もの 14  
0,000  
円

(三) 非住宅の  
部分

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー

トル以内の  
もの 6,  
500円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トルを超  
え、2,00  
0平方メー  
トル以内の  
もの 1  
8,000  
円

ハ 当該部分  
の床面積の  
合計が2,  
000平方  
メートルを  
超え、5,0  
00平方メ  
ートル以内  
のもの 5  
6,000  
円

ニ 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートルを  
超え、10,  
000平方  
メートル以  
内のもの  
88,00  
0円

ホ 当該部分  
の床面積の  
合計が1  
0,000  
平方メー  
トルを超え、  
25,00  
0平方メー  
トル以内の  
もの 11  
2,000  
円

ヘ 当該部分  
の床面積の  
合計が2  
5,000  
平方メー

ルを超える  
もの 14  
0,000  
円

三 一及び二以外の  
建築物

(1) 建築物の延  
べ面積が300  
平方メートル以  
内のもの 6,  
500円

(2) 建築物の延  
べ面積が300  
平方メートルを  
超え、2,000  
平方メートル以  
内のもの 1  
8,000円

(3) 建築物の延  
べ面積が2,0  
00平方メート  
ルを超え、5,0  
00平方メート  
ル以内のもの  
56,000円

(4) 建築物の延  
べ面積が5,0  
00平方メート  
ルを超え、10,  
000平方メート  
ル以内のもの  
88,000  
円

(5) 建築物の延  
べ面積が10,  
000平方メート  
ルを超え、2  
5,000平方  
メートル以内の  
もの 112,  
000円

(6) 建築物の延  
べ面積が25,  
000平方メート  
ルを超えるも  
の 140,0  
00円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅  
18,000円

二 共同住宅等

(1) 住戸ごとの  
申請の場合

- |  |   |  |
|--|---|--|
|  | (一) 申請戸数が1戸のもの<br>18,000円                           |  |
|  | (二) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの<br>37,000円      |  |
|  | (三) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの<br>52,000円     |  |
|  | (四) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの<br>74,000円    |  |
|  | (五) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの<br>108,000円   |  |
|  | (六) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの<br>159,000円  |  |
|  | (七) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの<br>221,000円 |  |
|  | (八) 一の共同住宅等のうち同時に申請す                                |  |

る戸数が20  
1戸以上30  
0戸以下のも  
の 291,  
000円

(九) 一の共同  
住宅等のうち  
同時に申請す  
る戸数が30  
1戸以上のも  
の 342,  
000円

(2) 一の建築物  
の申請の場合

(一) 住戸の部  
分

イ 建築物の  
総戸数が1  
戸のもの  
18,00  
0円

ロ 建築物の  
総戸数が2  
戸以上5戸  
以下のもの  
37,0  
00円

ハ 建築物の  
総戸数が6  
戸以上10  
戸以下のも  
の 52,  
000円

ニ 建築物の  
総戸数が1  
1戸以上2  
5戸以下の  
もの 7  
4,000  
円

ホ 建築物の  
総戸数が2  
6戸以上5  
0戸以下の  
もの 10  
8,000  
円

ヘ 建築物の  
総戸数が5  
1戸以上1  
00戸以下  
のもの 1  
59,00

0 円

ト 建築物の  
総戸数が 1  
0 1 戸以上  
2 0 0 戸以  
下のもの  
2 2 1, 0  
0 0 円

チ 建築物の  
総戸数が 2  
0 1 戸以上  
3 0 0 戸以  
下のもの  
2 9 1, 0  
0 0 円

リ 建築物の  
総戸数が 3  
0 1 戸以上  
のもの 3  
4 2, 0 0  
0 円

(二) 共用廊下  
等の部分

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が 3 0  
0 平方メー  
トル以内の  
もの 5  
7, 0 0 0  
円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が 3 0  
0 平方メー  
トルを超  
え、2, 0  
0 0 平方メ  
ートル以内  
のもの 9  
6, 0 0  
0 円

ハ 当該部分  
の床面積の  
合計が 2,  
0 0 0 平方  
メートルを  
超え、5, 0  
0 0 平方メ  
ートル以内  
のもの 1  
5 6, 0 0  
0 円



二 当該部分  
の床面積の  
合計が5,  
000平方  
メートルを  
超え、10,  
000平方  
メートル以  
内のもの  
205,0  
00円

ホ 当該部分  
の床面積の  
合計が1  
0,000  
平方メー  
トルを超え、  
25,00  
0平方メー  
トル以内の  
もの 24  
7,000  
円

へ 当該部分  
の床面積の  
合計が2  
5,000  
平方メー  
トルを超える  
もの 29  
0,000  
円

(三) 非住宅の  
部分

イ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トル以内の  
もの 12  
3,000  
円

ロ 当該部分  
の床面積の  
合計が30  
0平方メー  
トルを超  
え、2,00  
0平方メー  
トル以内の  
もの 19  
8,000  
円

八 当該部分  
の床面積の  
合計が 2,  
000 平方  
メートルを  
超え、5,0  
00 平方メ  
ートル以内  
のもの 2  
90,00  
0 円

二 当該部分  
の床面積の  
合計が 5,  
000 平方  
メートルを  
超え、10,  
000 平方  
メートル以  
内のもの  
361,0  
00 円

ホ 当該部分  
の床面積の  
合計が 1  
0,000  
平方メー  
トルを超え、  
25,00  
0 平方メー  
トル以内の  
もの 42  
7,000  
円

へ 当該部分  
の床面積の  
合計が 2  
5,000  
平方メー  
トルを超える  
もの 49  
1,000  
円

三 一及び二以外の  
建築物

(1) 建築物の延  
べ面積が 300  
平方メートル以  
内のもの 12  
3,000 円

(2) 建築物の延  
べ面積が 300  
平方メートルを

			超え、2,000 平方メートル以 内のもの 19 8,000円 (3) 建築物の延 べ面積が2,0 00平方メー トルを超え、5,0 00平方メー トル以内のもの 290,000 円 (4) 建築物の延 べ面積が5,0 00平方メー トルを超え、10, 000平方メー トル以内のもの 361,00 0円 (5) 建築物の延 べ面積が10, 000平方メー トルを超え、2 5,000平方 メートル以内の もの 427, 000円 (6) 建築物の延 べ面積が25, 000平方メー トルを超えるも の 491,0 00円	
--	--	--	--	--

備 考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。